

霧島市奨学資金条例の一部改正について

霧島市奨学資金条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市奨学資金条例の一部を改正する条例

霧島市奨学資金条例（平成17年霧島市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第2条中「居住する者」の次に「（市税その他の市の徴収金（以下この項において「市税等」という。）に滞納がない者に限る。）」を加え、「旺盛である者」を「旺盛であり、市税等に滞納がない者」に改める。

第13条中「死亡したとき」の次に「又は心身に著しい障害を生じたため奨学資金の返還が困難となったとき」を加える。

第14条第2項中「市内で」を「県内で」に改め、「（官公署への就業を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

奨学資金の貸与資格として市税等の滞納がないことを明確にするとともに、当該奨学資金の返還の免除及び猶予の対象者を拡充するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。